第３章第３節２⑴を次のように改める。

⑴　平素からの備え

地域経済産業グループ、製造産業局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、平素から、次に掲げる生活関連等施設の区分に応じ、当該生活関連等施設の担当部局において、アからウまでに掲げる措置を講ずるものとする。

①　生活関連発変電所　商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁

②　生活関連ガス工作物　商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁

③　生活関連工業用水用ダム　地域経済産業グループ

④　生活関連火薬類取扱所　商務流通保安グループ

⑤　生活関連高圧ガス取扱所　商務流通保安グループ

⑥　生活関連生物剤等取扱所　商務情報政策局

⑦　生活関連毒性物質取扱所　製造産業局

ア　生活関連等施設の名称、所在地、管理者その他必要な情報を収集し、当該収集した情報を地方公共団体に対して提供するとともに、関係機関と共有する。

イ　消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方等について、生活関連等施設の特性に応じた安全確保の留意点を定める。

ウ　生活関連等施設の管理者及び事業者団体に対する安全確保の留意点の周知に努めるとともに、生活関連等施設の管理者若しくはその事業者団体又は都道府県知事からの求めに応じ、生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方に関し、必要な助言を行う。

第３章第３節２⑵⑥を次のように改める。

⑥　生活関連生物剤等取扱所

武力攻撃事態等において、商務情報政策局は、別表に掲げる生物剤及び毒素の取扱所について、以下のとおり対処するものとする。

第３章第４節２⑴①ア～イを次のように改める。

ア　指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、電力供給施設に係る武力攻撃災害が発生した場合の初動体制、被害情報の収集・連絡体制の整備を要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。また、災害応急・復旧に係る事業者間の協力体制及び資機材融通体制を構築するよう指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関並びに事業者団体に要請し、必要に応じ、その対応状況を把握する。

イ　指定公共機関である電気事業者及び電力広域的運営推進機関に対し、電力供給施設に係る武力攻撃災害について想定を行い、対策本部の設置等の体制整備及び資機材調達等の対策の実施について検討するよう要請する。

第３章第４節２⑵①を次のように改める。

①　電力供給施設

武力攻撃事態等において、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、電力供給施設の応急の復旧を図るため、指定公共機関である電力広域的運営推進機関と連携し、以下の措置を講ずるものとする。

第４章第４節１⑵①を次のように改める。

①　原子炉施設等の使用が停止したときは、資源エネルギー庁は、実用発電用原子炉（原子炉等規制法第23条第１項第１号の発電の用に供する原子炉をいう。以下同じ。）の状態、代替電力の確保状況等について、直ちに、実用発電用原子炉を設置する原子力事業者から聴取する。また、国［資源エネルギー庁］及び指定公共機関である電力広域的運営推進機関は、当該原子力事業者以外の一般電気事業者の状況も含め、電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づく指示、業務改善命令、供給命令等を発出するものとする。

海上保安庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項に規定に基づく海上保安庁の国民の保護に関する計画（海上保安庁国民保護計画）を次のとおり変更したので公表する。

平成27年12月18日　　海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第２節（17）中「（これらの事務所がない場合には、管区本部）」を削る。

第２章第２節２中「携帯ファックス」を「衛星電話」に改める。

第３章第１節５中「携帯ファックス」を「衛星電話」に改める。

第６章第１節１中

1,000トン型（わかさ型）	270	320	90

を

1,000トン型（くさかき型）	270	320	90

に改める。

第６章第１節２中

シコルスキー式Ｓ－76Ｃ型	14	245	125×70×175

を

シコルスキー式Ｓ－76Ｃ型	14	245	125×70×175
シコルスキー式Ｓ－76Ｄ型	14	101	125×70×175

に改める。

第６章第２節の別表を次のように改める。

業　務　の　内　容	本　　庁	管　区　本　部
国民保護計画の作成、変更に関すること	総務部	
対策本部の設置・運営に関すること	総務部	総務部
損害補償、訴訟に関すること	総務部	総務部
広報に関すること	総務部	総務部
職員の派遣に関すること	総務部	総務部